

氷見市通所型サービスAの実施に係る細則

(趣旨)

第1条 この細則は、氷見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号に定める通所型サービスAの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則における用語の意義は、この細則において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び氷見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

(氷見市通所型サービスAの内容)

第3条 通所型サービスAの事業の内容は、心身の状態等を踏まえながら、ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動等の介護予防プログラムを行うことにより、自立支援を目的とした生活機能訓練や社会交流の場を提供し、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(氷見市通所型サービスAの対象者)

第4条 居宅要支援被保険者のうち、引きこもりがちな者又は軽度認知症等のリスクのある者で、適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）に基づき、前条に規定するサービスの提供が必要と認められた者とする。

(氷見市通所型サービスAの利用回数及び利用時間)

第5条 通所型サービスAの利用回数は、次の各号に掲げる回数を目安とし、介護予防支援事業を行う者又は介護予防ケアマネジメントを行う者の介護予防支援等により決定する。

(1) 要支援1の者は、週1回以内とする。

(2) 要支援2の者は、週2回以内とする。

2 提供時間は、1回の利用につき原則3時間程度を目安とする。